

## 令和6年度第11回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年2月14日(金)  
午前9時30分 ～ 午前11時15分  
場 所 川棚公民館 2階 講堂

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 18 名  
欠 席 総 数 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

## 令和6年度第11回総会

(開始時刻9時30分)

### 事務局（足立事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名、欠席委員はございません。

したがって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立いたしますので、「令和6年度第11回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号12番、坂田謙祐委員と、議席番号13番、伊田喜弘委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、3,440㎡、位置図は4、5ページ、公図は、6ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ、約2.1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、県外に居住しており耕作及び管理ができない譲渡人の要望に、前

耕作者である譲受人が応じ、農業経営の安定を図るものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、引き続き水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、5,274㎡、位置図は7ページから10ページ、公図は、11、12ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東に約2.2kmと2.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、耕作及び管理ができない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じ、農業経営の安定を図るものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、引き続き水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、2,706㎡、位置図は13、14ページ、公図は、15、16ページをご覧ください。申請地は、下関市役所長府支所から北西へ、約1.8kmに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、管理ができない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■、譲受後は、キャベツや大根等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、899㎡、位置図は17、18ページ、公図は、19ページをご覧ください。申請地は、下関市役所長府支所から北西へ、約1.8kmに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、管理ができない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■、譲受後は、キャベツや大根等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田4筆で、合計面積は、5,595㎡、位置図は20、21ページ、公図は、22、23ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から南へ、約1.6kmと1.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、耕作の意思がない譲渡人の要望に、令和5年まで譲受人の弟が耕作し購入予定であったことから、この度の申請に至ったものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田4筆、畑1筆で、合計面積は、4,782㎡、位置図は24、25ページ、公図は、26ページから29ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ、約4.2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、不動産会社の仲介により申請地の近くに位置している宅地とあわせて申請地を取得し、新規に農業を始めるものでございます。なお、譲受人は、農業の経験はございませんので、近隣の農業者3名が指導にあたります。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED]、譲受後は、水稻やトマトやピーマン等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑3筆で、合計面積は、1,071㎡、位置図は30、31ページ、公図は、32ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線黒井村駅から北北西へ、約1.4kmに位置している、農業振興地域外の農地で、申請理由は、不動産会社の仲介によりこの度の申請に至ったものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しておりますので、軽トラックで通作し、譲受後は、さつまいもやジャガイモ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号15番、藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

### 藤本康洋委員

議席番号15番、藤本です。1番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。詳細については、事務局の説明のとおりです。

譲受人は、隣の地区で40年以上、農業経営をされており、今回の農地も以前より譲受人が利用権設定により耕作されており、現地確認時によく管理されていました。今後も農地を効率よく管理すると思われ、問題ないと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席番号9番、石田です。2番の案件について、ご説明いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。

申請地は、JR川棚温泉駅から川棚クスの森の方へ2km程度上った所です。譲渡人は、昨年、相続をしたが、耕作及び管理が出来ないため、譲渡することとしたもので、今まで利用権設定で耕作していただいていた譲受人にお願いしたものです。譲受人は、譲渡人から譲渡の申出があり、農業経営を安定させるためにこれに応じたものです。

譲受人は認定農業者で、機械設備は全て装備しています。申請地は自宅から [REDACTED] の距離にあり、耕起から収穫までの一連の作業を夫婦で行います。贈与による所有権の移転で取得するものです。何ら問題はないと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番及び4番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。3番の案件について、ご説明いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、長安線沿いの勝山と長府の境目あたりにあります。申請地は田ですが、この辺りはシカや猪が出るため柵や檻があちこちに設置されていました。譲渡人は管理が出来ないことから、譲受人に申し出たもので、譲受人は規模拡大をするために譲受人の申出に応じたものです。売買による所有権の移転です。譲受人はこれまでも市内の直売所に出荷しており、がんばっておられます。何ら問題はないと思われま

続いて4番の案件について、ご説明いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、3番の案件の近くにあり、譲渡人は市外に居住し管理ができないことから、譲受人に申し出たものです。譲受人は3番と同じ方で、譲渡人の要望に応じ規模拡大を図るものです。贈与による所有権の移転です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

続きまして、5番及び6番の案件につきまして、議席番号14番、私、山田が報告をいたします。

#### 山田正信委員

議席番号14番、山田です。まず、5番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。申請概要は、事務局の説明のとおりです。

耕作の意思のない譲渡人が、購入予定であった譲受人の[ ]により、[ ]へ耕作を依頼したもので、売買による所有権の移転です。

譲受人は、すでに耕作機械を所有しており、経験もあり、何ら問題ないと思われれます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて6番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。申請概要は、事務局の説明のとおりです。

新規に農業を開始したい譲受人が、地元不動産会社の仲介により、遠方に居住し維持管理が困難な譲渡人から宅地と合わせて農地を取得するものです。売買による所有権の移転です。許可後は、水稻と一部野菜を栽培する予定です。農作業は保有機械と作業委託によりまかない、近隣農家との協調や指導を受けることが具体的に予定されており特別に問題ないと思われれます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

#### 田上光義委員

議席番号10番、田上です。7番の案件について、ご説明いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。譲受人は、

不動産会社の仲介により取得するものです。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離がありますが、農機具等も所有しており軽トラックで通作されるということです。さつまいもやジャガイモ等の野菜を栽培し、近くの直売所へ出荷される予定で何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書33ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆の一部で、転用面積は、70㎡、位置図は35、36ページ、公図は37ページ、土地利用計画図等は38ページでございますが、36ページの航空写真と37ページの公図が印刷の影響で確認しづらい資料となっておりますので、タブレット端末でご確認ください。

申請地は、JR山陰本線阿川駅から南西へ約500mに位置する、農地で、令和6年度第7回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更について、ご審議いただき承認いただいた農地で、令和7年2月6日付けで、農用地区域から除外されたことから第2種農地となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、水路や合併浄化槽の設置、進入路の整備を目的に農家住宅の敷地拡張を行うものでございます。

申請理由につきましては、この度自宅を売却しようと考え調査したところ、前土地所有者である■■■■が汚水排水のために、農地法の許可を得ることなく、設置、整備していたことが判明し、この度の申請に至ったものでございます。

本件の一体利用地1筆は、申請者の所有地で、計画面積は、土地利用計画から

みて適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既に進入路は整備され、既存の法面で分断しております。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに新設の私設水路から暗渠をとおり農業用排水路に放流されますが、地元の自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、先ほどもご説明いたしましたが、追認案件で、平成24年頃に、前所有者の■■■が農地法の許可なく土地利用計画どおり設置、整備していたことから、現土地所有者である申請者から始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書34ページをお開きください。2番、説明の前に資料の訂正がございます。総会議案書に公図が漏れておりましたので、公図については、本日お配りしております、追加資料でご確認ください。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、41㎡、位置図は、39ページから41ページ、公図は、本日お配りした追加資料でご確認願います。土地利用計画図は42ページとなります。

申請地は、豊浦総合支所室津支所から東南東へ約440mに位置している、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、申請地は、狭く耕作ができないことから、庭として整備し宅地の一部として利用するものでございます。本案件の一体利用地の1筆は、申請者の所有地で、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断いたしました。申請地には、隣接した農地はなく、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。



### 有田孝義委員

議席番号18番、有田です。1番の案件について、ご説明いたします。令和7年2月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。現地は、合併浄化槽や水路が設置された違反転用の状態でした。申請者の■が平成24年頃に整備したもののことで、一体利用地の宅地と住宅を売却するため調査した際、農地転用の手続を失念していたもので、下関市農業委員会会長宛の始末書により今後このようなことがないよう法を順守すると宣言しており、致し方ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

議席番号10番、田上です。2番の案件について、ご説明いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、細長い通路のような狭小地です。庭として整備し、宅地の一部として利用するものです。川の下流に位置する場所ですが、大雨が降ると冠水しそうな所です。何ら支障はないと思われれます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

審議にあたり、本来であれば、1番から3番までをお諮りするところですが、1番の案件につきましては、日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」の1番の承認が要件となることから、



た意見書が提出されております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。2番の案件について、調査結果をご報告いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請地は、                    の側にある小集団の農地で、地目は田ですが耕作放棄地になっていました。譲受人は現在、            に居住し勤務していますが、リモートワークが可能となり、                    である申請地に自己用住宅を建築することとし、譲渡人は土地所有者の            である譲受人の申出に応じたものです。詳細は、事務局から説明があったとおりです。隣接する農地は譲渡人の土地であり、支障はないと思われま。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

### 下田敏純委員

議席番号7番、下田です。3番の案件について、調査結果をご報告いたします。令和7年2月12日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。現地の地目は田ですが、畑として利用されてきました。このたび、貸付人の娘婿が既存の家屋を解体後、農家住宅を新築するにあたり、接道が必要となり転用の申請をしたものです。借受人は貸付人の農業後継者であり、農作業を積極的に協力しています。

汚水は、合併浄化槽にて処理され、雨水ともども道路側溝に流されます。なお、土地改良区とは事前協議済です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。併せて、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の1番についてもお諮りします。

なお、審議にあたり、議席番号 ■番、■■■■委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しますので、■■委員は、退席をお願いします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

議案第4号1番、議案第3号1番についてご説明いたします。

総会議案書、54ページをお開きください。本件は、令和6年度第1回総会にてご審議いただき、牛舎の建築を目的に、令和6年5月1日付けで、許可された案件でございますが、農地転用許可後に、諸般の事情により、事業実施者の変更に至ったもので、変更区分は、事業の承継、工事期間の延長、土地利用計画の変更で、本件は、変更区分に事業の承継が含まれておりますので、合わせて、5条許可申請が必要な案件となります。

それでは、議案第3号1番にて、詳しくご説明いたします。

総会議案書、43ページをお開きください。説明の前に総会議案書の訂正がございます。総会議案書55ページの位置図でございますが、誤った位置図をお示ししておりましたので、本日お配りしております、位置図に差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、503㎡、位置図は、55、56ページ、公図は、57ページ、土地利用計画図は58ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊

北総合支所田耕支所から、南東へ約2.1kmに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和5年12月18日付けで、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更されております。転用目的は、牛舎の建築で、施設等の概要については、総会議案書の、備考欄でご確認願います。申請理由については、省略させていただきます。

本案件の一体利用地は、貸付人の所有地のみで、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。申請地に隣接した農地はございません。

家畜のふん尿は、汲み取り式で、雨水のみ、申請地内の新設水路から農業用排水路に放流されますが、水利組合組織、取水者もおらず、流量にも変化がないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市豊北町土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第5条第2項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、議案第3号1番と議案第4号1番は、同時許可、同時承認となります。以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議案第4号1番及び議案第3号1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

### 有田孝義委員

議席番号18番、有田です。議案第4号1番及び議案第3号1番の案件について、ご説明いたします。令和7年2月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。

令和6年5月1日に転用許可がなされている案件ですが、事業の承継により、農地法第5条の申請者が変わることで、土地利用計画の変更と工事期間の延長も併せて申請があったものです。事業を承継し、借受人は貸付人の■であり、今後、畜産経営の後継者として期待されておりますし、土地利用計画の変更については、当初の計画から事務所と車庫の整備が無くなっておりますが、全体の計画としては何ら問題となることはありませんので、計画変更承認と転用申請の許

可について問題ないものと思われま  
す。  
ご審議のほど、よろしくお願  
いします。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明が  
終わりましたので、これより質  
疑に入ります。質疑は、ござ  
いませんか。

#### 新久保委員

3番の新久保です。議案第4号  
1番の申請者について、申請  
者が2名である理由を教え  
てください。

#### 議長（山田会長）

事務局、お願いします。

#### 事務局（岡本主任）

お答えいたします。議案第4号  
1番の申請者につきましては、  
事業の承継がござい  
ますので、変更前の借受  
人と新たな借受人の2名  
での申請となっております。

#### 新久保委員

議案第3号1番は申請者1  
名となっておりますので、  
変更も1名にはならない  
のですか。

#### 事務局（岡本主任）

この案件は、使用貸借による  
ものですので、土地の所有  
者は変わっていないため、  
このような形となってお  
ります。県にも確認をいた  
しましたが、事業変更につ  
いては、事業実施者が変  
更し、第5条第1項の許  
可については土地の所有  
者と新たな借受人が申請  
することとなっております。

#### 議長（山田会長）

質疑は、ござい  
ませんか。

ないようですので、  
質疑を打ち切り採決  
します。

それでは、「議案第4号 農地  
法第5条第1項による許  
可案件の事業計画変更  
の承認について」、原案  
のとおり「承認」とす  
ること及び「議案第3号  
農地法第5条第1項の  
規定による許可につ  
いて」の1番の案件  
について、「許可」と  
することに賛成の委  
員の手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

なお、議案第3号1番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

それでは、          委員は着席をお願いいたします。

(委員 着席)

### 議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書59ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、1,871㎡、申請地の位置図は、61、62ページ、公図は、63ページ、合わせて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南東へ、約1.7kmに位置する土地で、隣接地との境界が確認できない筆界未定地の土地でございます。その為、申請地の正確な位置が確認できませんでしたので、登記地目、山林の          番、法定外公共物も含め調査いたしました。

令和7年2月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地には至ることが困難で山林に囲まれた孤立した土地と判断いたしましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第5号ア、イに該当し、「非農地」との判断になっております。

59ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑2筆で、合計面積は、2,078㎡、申請地の位置図は、64、65ページ、公図は、66ページ、合わせて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ、約1kmに位置する土地で、本件も隣接地との境界が確認できない筆界未定地の土地でございます。その為、申請地の正確な位置が確認できませんでしたので、登記地目、畑の          番、法定外公共物も含め調査いたしました。

令和7年2月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は、竹や灌木が繁茂し、林野化した土地と判断いたしましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書60ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、773㎡、申請地の位置図は、67、68ページ、公図は、69ページでございますが、68ページの航空写真が印刷の影響で確認しづらい資料となっておりますので、タブレット端末でご確認ください。申請地は、下関市役所長府支所から北北西へ、約2kmに位置する土地でございます。

令和7年2月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行い、現地調査時の写真のとおり、申請地は、山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

60ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。申請地は、登記地目、畑1筆で、面積は、86㎡、申請地の位置図は、70ページから72ページ、公図は、73ページでございますが、本件も71、72ページの航空写真が印刷の影響で確認しづらい資料となっておりますので、タブレット端末でご確認ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所栗野支所から南西へ、約3kmに位置する、過去に土地改良法による換地処分を受けた農地ではございますが、農業振興地域内白地の農地でございますので、現況確認書交付事務取扱要領の規定により、非農地としての認定が可能な土地に該当いたします。

令和7年2月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行い、申請地は、狭小・不整形な土地で、耕作することは困難な土地と判断いたしましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当し、「非農地」との判断になっております。

60ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、102㎡、申請地の位置図は、74、75ページ、公図は、76、77ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ、約4.2kmに位置する土地でございます。

令和7年2月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を確認いたしました。申請地は、公共事業に伴う残地で、面積の半分程度は灌木が繁茂し、耕作困難な土地と判断いたしましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当するため、「非農地」との判断となっております。

以上でございます。

## 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果



の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

#### **田上光義委員**

議席番号10番、田上です。1番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査をいたしました。現地は、旧農免道路から吉見と豊浦の境に信号がございますが、そこから北側にあたる所です。道路から現地に至るまでの道が、どこを歩いていかわからないような状況でした。写真のとおり、現地に至ることは困難で山林に囲まれ孤立した土地と確認いたしましたので、「非農地」との判断になっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

それでは、2番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

#### **河本隆一委員**

議席番号11番、河本です。2番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月3日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地調査をいたしました。現地は、竹や灌木が繁茂し、林野化しておりました。なお、境界が非常に分かりにくいところで、赤線及び■■■■番も含めて調査いたしました。畑に戻すことは非常に困難ということで「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

それでは、3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

#### **田崎育子委員**

議席番号5番、田崎です。3番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月4日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査をいたしました。申請地は、議案第1号の3番、4番に近い場所で、申請地まで辿り着くまでの細い道には猪やシカの足跡がありました。申請地は10年以上耕作をしていないということで灌木等が繁茂し、山林化しておりました。全

員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

それでは、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

#### **有田孝義委員**

議席番号18番、有田です。4番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地調査をいたしました。申請地は、平成9年に土地改良事業で畑として換地処分された土地ですが、隣接する水田への進入路として利用され、道路敷地以外の所は法面の状態であり、狭小で耕作できるような土地ではありませんでしたので、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

それでは、5番の案件につきまして、議席番号15番、藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

#### **藤本康洋委員**

議席番号15番、藤本です。5番の案件について、ご報告いたします。令和7年2月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地調査をいたしました。詳細については、事務局から説明のあったとおりです。現地は、道路の側にあり、数十年前の道路の拡張工事による残地と思われる狭小農地でした。また、農地の一部には、灌木が生えており、協議の結果、耕作困難な土地と判断し、「非農地」と判定しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書78ページをお開きください。本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は79、80ページ、公図は、81ページ、土地利用計画図は、82ページをご覧ください。申出地は、下関市役所豊浦総合支所から南東へ約1.3kmに位置する農地で、除外後は、「第1種農地」となります。

計画変更の理由は、土地所有者の[REDACTED]による農業者住宅建設のためでございます。本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

78ページに戻りまして、2番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は83、84ページ、公図は、85ページ、土地利用計画図は、86ページをご覧ください。申出地は、JR山陰本線福江駅から東北東へ約660mに位置する農地で、除外後は、「第1種農地」となります。

計画変更の理由は、農業用機械の一時保管場所等及び古民家カフェの来客者等の駐車場を整備し貸し出すものでございます。本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

なお、申出地は、令和5年7月に耕作を目的に取得した農地で、一度も耕作されておりませんが、第10回総会でもご説明いたしましたが、農林水産省農村振興局長からの農地転用許可事務の適正化及び簡素化についての通知に従い、除外後に農地法の第4条許可申請がなされますが、その点については、致し方ないと判断いたしております。

また、本件については、議案書にも記載しておりますが、申出地は、令和6年4月頃に造成し、砂利を敷き均し、農業用機械の一時保管場所として貸し出されており、農地法違反の状態となっておりますので、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することといたします。

以上でございます。



それでは、「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、1番の案件については「意見なし」とし、2番の案件については「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、1番の案件については「意見なし」とし、2番の案件については、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付します。

#### 議長（山田会長）

次に日程第7「議案第7号 地域計画案に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書87ページをお開きください。

本案件は、「農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）」の策定を行うにあたり、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

このたび、32地区分の下関市地域計画（案）が作成され、関係機関に意見聴取が行われております。今後のスケジュールとしては、意見聴取の後、市長部局において計画（案）の公告縦覧を2週間行い、3月末に計画を策定、公告することとなっております。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 地域計画案に係る意見決定について」、「意見なし」と回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」と回答することと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付します。

#### 議長（山田会長）

次に日程第 8 「議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書 8 8 ページをお開きください。1 番、この案件は、令和 7 年 2 月 2 8 日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、8 9 ページから 9 2 ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和 7 年 2 月 2 8 日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第 8 号関係資料」の 1 ページから 3 ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第 9 「議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」に、議席番号 ■



開始されるものとなります。

利用権設定の面積の集計として別紙「議案第9号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより2地区に分けて質疑及び採決に入ります。

まず、本局担当地区から実施しますので、該当委員は退席願います。

（本局担当地区の該当委員 退席）

それでは、日程第9「議案第9号 農用地利用集積等促進計画（一括）（本局担当地区分）の決定について」質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第9号 農用地利用集積等促進計画（一括）（本局担当地区分）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、本議案の本局担当地区分については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

本局担当地区の該当委員は、着席願います。

（本局担当地区の該当委員 着席）

続きまして、北部支局担当地区分について同様に質疑及び採決を実施いたします。

該当委員は退席願いますが、                    していることから、「下関市農業委員会総会会議規則第6条」及び「下関市農業委員会規程第3条」に基づき、議長の職務を会長職務代理者の田崎育子委員に代理してもらいます。

田崎職務代理は、議長席に移動願います。

また、北部支局担当地区の該当委員は、退席願います。

（田崎職務代理 議長席へ移動）

（北部支局担当地区の該当委員 退席）



### 議長（田崎育子職務代理）

議長を交代します。宜しく申し上げます。

それでは、日程第9「議案第9号 農用地利用集積等促進計画（一括）（北部支局担当地区分）の決定について」、質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第9号 農用地利用集積等促進計画（一括）（北部支局担当地区分）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案の北部支局担当地区分は、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。議案第9号の審議が終了いたしました。

北部支局担当地区の該当委員は、着席願います。

（北部支局担当地区の該当委員 着席）

それでは、山田会長と議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

（山田会長は議長席へ、田崎職務代理は自席へ）

### 議長（山田会長）

次に、日程第10「報告第1号」から日程第20「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から5ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、17件ございました。

6ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

7から8ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、3件ございました。

簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

26 ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

27 ページ、報告第5号「農地法の規定による転用届出の取下げについて」は、1件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。報告第2号1番案件の取下げになります。

28 から 29 ページ、報告第6号「農地台帳への登録について」

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、申出地を農地と認定しましたので、土地台帳に登録いたしました。

30 から 35 ページ、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が25件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

36 ページ、報告第8号「農地の転用事実に関する照会及び証明について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

1番につきましては、農業委員による現地確認は終了しており、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

2番につきましては、令和7年1月23日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり「非農地」と判断いたしましたので、専決により、令和7年1月28日付けで、その旨を回答いたしました。

37 ページ、報告第9号「令和6年度農地利用状況調査に係る非農地判断未了農地について」でございます。

内容につきましては、別紙「令和6年度農地利用状況調査による非農地判断未了農地一覧表」のとおりでございます。

現地が非農地状態であった農用地区域内の農地について、市長部局と協議を行った結果、非農地判断について支障があるとされた農地について非農地判断未了とするものです。

39 ページ、報告第10号「令和6年度第10回総会議案第3号の審議案件の訂正について」でございます。

詳しくご説明いたします。

報告書にも記載しておりますが、下関市農業委員会総会日であります、令和7年1月16日以前の、令和7年1月14日に、下関市役所安岡支所が申請地から、500m以内に移転していたことから、農地の区分及び農地区分と転用目的の

適合性に誤りがあったものでございます。

農地区分についてご説明いたします。

報告書にも記載しておりますが、申請地は、J R 山陰本線安岡駅から、東へ約 1 k m に位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある「第 1 種農地」ではなく、正しくは、下関市役所安岡支所から、北東へ約 4 6 0 m に位置する「第 2 種農地」となります。

申請地は、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地には変わりはありませんが、安岡支所から概ね 5 0 0 m 以内の位置にありますので、第 2 種農地の要件に該当し、「第 2 種農地」が正しい判断となります。

大変申し訳ございませんでした。

4 0 ページ 報告第 1 1 号「令和 7 年度下関市農業施策に関する意見書に対する回答について」でございます。

令和 6 年 8 月 2 6 日に山田会長と田崎会長職務代理者から市長へ、「農業施策に関する意見書」の提出を行いました。2 月 4 日付けで回答がありましたのでご報告いたします。

4 1 ページから 4 4 ページをご覧ください。

意見書に記載の要望内容の、( 1 ) 「新規就農者・担い手確保の市の独自支援について」は、市独自の施策として、令和 6 年度から開始した「親元就農経営改善支援事業及び中高年移住就農支援事業」について、事業継続を検討していくとの回答となっております。( 2 ) 「鳥獣被害防止対策の強化について」は、単市柵の設置事業について、必要な予算の確保に努めるとの回答となっております。( 3 ) 「生産コストの高騰に対する支援について」は、国の「重点支援地方交付金」を活用した「農業における物価高騰対策支援」を実施していきたいとの回答となっております。

以上、ご報告いたします。

## 議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第 1 号から第 1 1 号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和 6 年度第 1 1 回定例総会の閉会」を宣告いたします。

( 終了時刻 1 1 時 1 5 分 )

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....